

令和7年度より

国民健康保険税の税率を改正します

国民健康保険は、加入者の皆様が安心して医療を受けられるように、国民健康保険税や国からの交付金をもとに運営していますが、近年、医療の高度化や加入者の高齢化などにより医療費が増加し、全国的に国保の財政運営が厳しい状況が続いています。

このような状況を改善するために、平成 30 年度には市町村が単独で国保を運営する仕組みから、都道府県と市町村が共同で国保を運営する仕組みに変わりました。

伊佐市では、国保財政の安定な運営を目的として、令和 7 年度の国民健康保険税率を改正しました。加入者のみなさんの保険税が大切な財源になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

□ 税率の改正内容

		改正前	改正後
医 療 分 (0 歳～74 歳)	所得割	9.00%	9.50%
	均等割	25,400 円	28,300 円
	平等割	24,600 円	25,400 円
後期高齢者支援分 (0 歳～74 歳)	所得割	2.20%	2.30%
	均等割	6,800 円	8,400 円
	平等割	5,200 円	6,200 円
介 護 納 付 分 (40 歳～64 歳)	所得割	1.90%	1.95%
	均等割	7,600 円	7,900 円
	平等割	5,600 円	5,800 円

●所得割…世帯の前年中の所得に応じて計算するもの

●均等割…世帯の国保加入者の人数にかかるもの

●平等割…国保加入世帯にかかるもの

□ モデル世帯による年間税額比較

	改正前	改正後	改正後 — 改正前
【単身世帯】(7割軽減) 世帯主 70 歳 年金収入 110 万円	18,600 円	20,400 円	1,800 円
【2人世帯】(5割軽減) 世帯主 68 歳 年金収入 100 万円 農業所得 65 万円 妻 63 歳 収入なし	78,300 円	85,200 円	6,900 円
【4人世帯】(2割軽減) 世帯主 40 歳 給与収入 250 万円 妻 40 歳 収入なし 子 15 歳・12 歳	305,900 円	330,300 円	24,400 円
【4人世帯】(軽減なし) 世帯主 40 歳 給与収入 400 万円 妻 40 歳 収入なし 子 15 歳・12 歳	484,500 円	520,200 円	35,700 円

問合せ先 伊佐市税務課市民税係 電話:23-1311(内線 1186～1189)